

運 営 規 程

(河辺デイサービスセンター)

社会福祉法人 一石会

河辺デイサービスセンター運営規程

(通所介護事業所、介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一石会が開設する河辺デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）及び指定介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業（通所型サービス）（以下「総合事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者に対し、適正な指定通所介護事業及び指定介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業及び予防事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 河辺デイサービスセンター
- 2 所在地 青梅市河辺町9丁目9-25

(職員の職種及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、及び職務内容は次のとおりとする。

各職員の員数は別紙のとおりとする。

- 1 管理者
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 従事者 生活相談員
介護職員
看護職員

従事者は、事業及び総合事業の業務に当たる。

生活相談員は、事業所の事業及び総合事業の利用申込みにかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員、看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供に当たる。

3 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

4 調理員

調理員は、利用者の昼食等を調理する。

5 運転手

運転手は、利用者の送迎を行う。

6 事務職員等

事務職員等は、通所介護従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から日曜日

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前8時30分から午後8時00分

(利用定員)

第6条 事業所の1日の利用者の定員は、下記のとおりとする。

1 指定通所介護及び指定介護予防・日常生活総合支援事業

月曜日～土曜日 サービス提供時間帯 午前9時から午後5時30分

定員 35人(延長利用は午後7時00分～午後10時00分まで)

2 指定通所介護及び指定介護予防・日常生活総合支援事業

日曜日 サービス提供時間帯 午前9時から午後5時30分

定員 25人(延長利用は午後7時00分～午後10時00分まで)

(事業及び総合事業の提供方法)

第7条 事業及び総合事業の内容は、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者(以下「支援事業者」という。)または利用者本人等が作成した居宅サービス計画及び介護予防サービス計画(以下「サービス計画」という。)に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合

にあつては、サービス計画作成前であっても介護サービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

(指定通所介護の内容)

第8条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

1 身体の介護及び介護予防に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助

イ. 移動、移乗の介助

ウ. その他必要な身体の介助

2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア. 衣類着脱の介護

イ. 身体の清拭、整髪、洗身

ウ. その他必要な入浴の介助

3 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

ア. 食事の準備、配膳下膳の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

4 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

5 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。また、予防、利用者の自立支援を目的に体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

ア. レクリエーション

イ. 音楽活動

ウ. 制作活動

エ. 行事的活動

オ. 体操

カ. 養護

6 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には従事者が添乗し必要な介護を行う。

7 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

ア. 疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言

イ. 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言

ウ. 自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言

エ. その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

(総合事業の内容)

第9条 総合事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- 1 入浴サービス
- 2 給食サービス
- 3 生活指導（相談・援助等）、レクリエーション
- 4 機能訓練
- 5 健康チェック
- 6 送迎
- 7 アクティビティ（介護予防） など

(居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者との連携等)

第10条 介護サービスの提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく介護サービスの提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して介護サービスの提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画書の作成等)

第11条 通所サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれてい

る状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別に通所介護計画及び介護予防通所介護計画（以下「通所介護計画」という。）を作成する。また、すでにサービス計画が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（通所サービスの提供記録の記載）

第12条 従事者は、通所サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該サービスについて介護保険法第41条第6項または法第53条第5項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

（通所サービスの利用料等及び支払いの方法）

第13条 通所サービスを提供した場合の利用料の額は、別紙のとおり、指定通所介護においては厚生労働大臣が定める基準によるものとし、また指定介護予防・日常生活総合支援事業第一号通所事業に関しては当該市区町村が定める要綱によるものとする。当該指定通所介護及び指定介護予防・日常生活総合支援事業第一号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割又は2割とする。

- 2 第14条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を越えて通所サービスを提供する場合の利用料、食事代、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費等については、別紙に掲げる費用を徴収する。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 事業の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

（通常の事業の実施地域）

第14条 通常の事業の実施地域は、指定通所介護事業においては青梅市、羽村市とする

- 2 指定介護予防・日常生活総合支援事業においては青梅市とする。
- 3 指定介護予防・日常生活総合支援事業において、2に定める地域以外の指定を受ける時には、その指定される地域を通常の事業の実施地域とする。

(契約書の作成)

第15条 事業者は通所サービスの提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第16条 従事者等は、通所サービスを実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 通所サービスの実施中に天災その他の災害が発生した場合、従事者等は必要により利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に通所介護従事者に周知するとともに、避難訓練等を次のとおり行う。

防火責任者	管 理 者
防災訓練	年 12 回
避難・救出訓練	年 6 回
通報訓練	年 6 回

2 事業所は事業継続計画（感染症及び災害）を作成し、それに基づいた研修及び訓練を年1回実施するものとする。また、訓練等の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう、日頃からの連携に努める。

(衛生管理及び通所介護従事者等の健康管理等)

第18条 事業者は、通所サービスに使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業者は、従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

3 感染症又は食中毒の発生、まん延を防ぐための対策委員会を開催し、職員には研修及び訓練（シュミレーション）を定期的に行うものとする。

4 感染症又は食中毒対策の指針を定め、利用者に感染症又は食中毒が発生した場合は、指針に従って迅速に対応するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第19条 利用者が通所サービスの提供を受けようとするときは医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を事業所職員に連絡し、心身の状況に応じた介護サービスの提供を受けるように留意する。

- 2 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(秘密保持)

第20条 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- ア. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開際するとともに、その結果について、従業者に十分周知する。
 - イ. 虐待防止のための指針を整備する。
 - ウ. 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - エ. 措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(身体拘束等の適正化の推進)

第22条 事業者は、利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の除き、身体拘束を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録するものとする。

(苦情処理)

第23条 管理者は、提供した通所サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 ハラスメントに関する担当者を定め、ハラスメントの対策に努める。

(損害賠償)

第24条 管理者は、通所サービスの提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第25条 事業者は、従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後2か月以内
- 2 継続研修 年2回以上
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人一石会と河辺デイサービスセンターの管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

平成17年	5月28日	一部改正	
平成17年	9月24日	一部改正	(平成17年10月1日施行)
平成17年	11月24日	一部改正	(平成18年1月1日施行)
平成18年	3月23日	一部改正	(平成18年4月1日施行)
平成18年	5月27日	一部改正	(平成18年7月1日施行)
平成19年	2月15日	一部改正	(平成19年4月1日施行)
平成19年	5月25日	一部改正	(平成19年7月1日施行)
平成21年	3月26日	一部改正	(平成21年4月1日施行)
平成22年	9月16日	一部改正	(平成22年11月1日施行)
平成24年	3月31日	一部改正	(平成24年4月1日施行)
平成27年	3月28日	一部改正	(平成27年4月1日施行)
平成28年	9月8日	一部改正	(平成27年8月1日施行)
平成30年	3月27日	一部改正	(平成30年4月1日施行)
平成30年	9月13日	一部改正	(平成30年10月1日施行)
2019年	9月24日	一部改正	(2019年10月1日施行)
2024年	3月26日	一部改正	(2024年4月1日施行)

【契約書別紙】

河辺デザイナーサービスセンター 指定通所介護事業 別紙人員表

単位①

通所介護事業		通常規模型通所介護	
管理者	常勤 1名		
生活相談員	常勤 3名 非常勤	うち1名管理者と兼務	うち2名介護職員と兼務
介護職員	常勤 2名 非常勤 14名以上	生活相談員と兼務	
看護職員	常勤 3名 非常勤		
機能訓練指導員	常勤 2名 非常勤		
調理員	常勤 2名 非常勤		
その他の事務職員等	常勤 1名 非常勤		

単位②

通所介護事業		通常規模型通所介護	
管理者	常勤 1名		
生活相談員	常勤 3名 非常勤	うち1名管理者と兼務	うち2名介護職員と兼務
介護職員	常勤 2名 非常勤 14名以上	生活相談員と兼務	
看護職員	常勤 3名 非常勤		
機能訓練指導員	常勤 2名 非常勤		
調理員	常勤 2名 非常勤		
その他の事務職員等	常勤 1名 非常勤		

指定通所介護事業 別紙料金表

【規模区 通常規模型 通所介護費】		2時間以上3時間未満				3時間以上4時間未満					4時間以上5時間未満					
		単位数	10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分	単位数	10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分	単位数	10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	1日に つき	271単位	2,900円	290円	580円	870円	370単位	3,951円	395円	790円	1,185円	388単位	4,143円	414円	828円	1,243円
要介護2	1日に つき	310単位	3,319円	331円	663円	995円	423単位	4,517円	451円	903円	1,355円	444単位	4,741円	474円	948円	1,422円
要介護3	1日に つき	351単位	3,753円	375円	750円	1,125円	479単位	5,115円	511円	1,023円	1,534円	502単位	5,361円	536円	1,072円	1,608円
要介護4	1日に つき	392単位	4,186円	418円	837円	1,256円	533単位	5,692円	569円	1,138円	1,707円	560単位	5,980円	598円	1,196円	1,794円
要介護5	1日に つき	431単位	4,612円	461円	922円	1,383円	588単位	6,279円	627円	1,256円	1,884円	617単位	6,589円	658円	1,317円	1,976円

【規模区 通常規模型 通所介護費】		5時間以上6時間未満					6時間以上7時間未満					7時間以上8時間未満				
		単位数	10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分	単位数	10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分	単位数	10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	1日に つき	570単位	6,087円	608円	1,217円	1,826円	584単位	6,237円	623円	1,247円	1,871円	658単位	7,027円	702円	1,405円	2,108円
要介護2	1日に つき	673単位	7,187円	718円	1,437円	2,156円	89単位	7,358円	735円	1,471円	2,207円	777単位	8,298円	829円	1,659円	2,489円
要介護3	1日に つき	777単位	8,298円	829円	1,659円	2,489円	796単位	8,501円	850円	1,700円	2,550円	900単位	9,612円	961円	1,922円	2,883円
要介護4	1日に つき	880単位	9,398円	939円	1,879円	2,819円	901単位	9,622円	962円	1,924円	2,886円	1,023 単位	10,926円	1,092円	2,185円	3,277円
要介護5	1日に つき	984単位	10,509円	1,050円	2,101円	3,152円	1008 単位	10,765円	1,076円	2,153円	3,229円	1,148 単位	12,261円	1,226円	2,452円	3,678円

【規模区 通常規模型 通所介護費】		8時間以上9時間未満				
		単位数	10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	1日に つき	669単位	7,144円	714円	1,429円	2,143円
要介護2	1日に つき	791単位	8,447円	844円	1,689円	2,534円
要介護3	1日に つき	915単位	9,772円	977円	1,954円	2,931円
要介護4	1日に つき	1,041 単位	11,118円	1,111円	2,223円	3,335円
要介護5	1日に つき	1,168 単位	12,474円	1,247円	2,494円	3,742円

【その他の加算】		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分
延長加算 (8時間以上9時間未 満に引き続く場合)	9時間以上 10時間未満	50	534円	54円	107円	161円
	10時間以上 11時間未満	100	1,068円	107円	214円	321円
	11時間以上 12時間未満	150	1,602円	161円	321円	481円
	12時間以上 13時間未満	200	2,136円	214円	428円	641円
	13時間以上 14時間未満	250	2,670円	267円	534円	801円
入浴介助加算(I)	1日につき	40	427円	43円	86円	129円
中度者ケア体制加算	1日につき	45	480円	48円	96円	144円
認知症加算	1日につき	60	640円	64円	128円	192円
若年性認知症利用者 受入加算	1日につき	60	640円	64円	128円	192円
科学的介護推進体制 加算	1月につき	40	427円	43円	86円	129円
事業所が送迎を行わ ない場合の減算	片道につき	-47	-501円	-51円	-101円	-151円
サービス提供体制強 化加算(I)	1日につき	22	234円	24円	47円	71円
感染症又は災害の発生 を理由とする利用者数の 減少が一定以上生じて いる場合	月の実績が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合、翌月より3か月基本単位の3% の加算					

介護職員等処遇改善 加算	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数			
	要件	処遇改善加算の単位数		利用料(10割分)
介護職員等処遇改善 加算(I)	経験技能のある介護職員を一定割合以上配置し、キャリアパスの要件の他、賃金改善等の所定要件を満たしている	介護報酬総単位数×9.2% ※1単位未満の端数は四捨五入		左の単位数×1単位の単価

注1) 介護職員処遇改善加算については、利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数について算定するものなので、「利用料」欄には具体的な数字は入れず、記載例のとおり記載のこと。

【その他の利用料】

食費	朝食代500円/食 昼食代750円/食 夕食代700円/食 おやつ代50円)
おむつ代	100円/枚 ※持ち込み可
キャンセル料	800円/日 客様都合でのサービス中止の連絡を当日午前8時30分までになかった場
上記費用については、利用者負担は実費相当額	